

随意契約理由書

(件名) 上東阪配水流量計修繕工事

本件は、上東阪配水池に設置している流量計設備の修繕を行うものである。

本設備は、上東阪配水池からの配水流量の把握に必要不可欠で、故障は水処理に多大な影響を及ぼすため、直ちに修繕しなければならない。

このため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により随意契約することとする。

また、施工については、千早赤阪水道センターで電気設備修繕の実績のあるトリガイ電機株式会社に問い合わせたところ、直ちに資機材、労力の手配が可能であると回答があったため同社に依頼する。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用第13条関係第1項第7号)の規定により、比較見積書を省略する。